

# 平成30年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月7日(木) 13時30分から14時10分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番 原 心一																
会長職務代理 委員	3番 公文 久郎 2番 大岸 高晴 8番 岡田 修一 11番 横山 実男 14番 西村 広幸 17番 山崎 彰	5番 森安 正 4番 三木 克司 9番 村田 正博 12番 西岡 久 15番 小松 和啓 18番 小松 源一	7番 上島 陽子 10番 宗石 和彦 13番 堀 昭雄 16番 門脇 節夫														

4. 欠席委員 (2名) 1番 三谷 富重 6番 水田 義郎

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 非農地証明願いについて  
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について  
第4号 農地法第5条の規定による届出取消について (報告)  
第5号 農地法第4条の規定による届出について (報告)  
第6号 農地法第5条の規定による届出について (報告)  
第7号 使用貸借終了農地返還通知 (報告)  
第8号 香美市農用地利用集積計画について (諮問)  
第9号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恒久  
事務次長 西村 安史  
農地主幹 公文 正志  
農地主事 久保井 祥太  
農地係長 伊井 英智

7. 会議の概要

議長	開会 (13時30分)
	それでは定刻の時間が参りましたので、出席という報告があつてありますけど、まだ遅れておりますが、ただ今より、進めたいと思いますのでよろしくお願いを致します。
	本日は平成30年の第6回の定例会を開催したいと思います。梅雨に入りましてうつとうしい天気が続いておりますが、これもどうしても農業の上にはですね、必要なことであろうかと思います。災害の無いような台風になって頂ければ非常に有り難いわけで、そういうこと願っておるところです。それぞれ稻の方もですね、順調に育つておると思いますし、また、これから先、いろんな農作業もお忙しいことあろうかと思いますが、よろしくお願いをした

いと思います。

それでは座って進めて参りますのでよろしくお願ひを致します。

あと議案にちょっと訂正がありますが、その点については報告させて頂きます。本日の議事録の署名人を指名をさせて頂きます。山崎委員、そして小松委員に、二人にお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。また、本日の欠席届けはですね、三谷委員から欠席届が出ておりますのでご報告をしておきます。

それでは本日の会を進めたいと思いますので、議案に沿いまして順次進めて参りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてですが、その前に議案書の訂正をお願いします。

事務局

すいません。議案書のページ13ページをお願い致します。番号21の[REDACTED]さん[REDACTED]さんの項目ですが、期間のとこで終期がですね、平成35年6月6日となつてますが、7日に訂正をお願い致します。

議長

それだけ。第1号議案からすいません、お願ひします。

事務局

はい。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]外1名、申請地は土佐山田町山田字エノタ1128番2、地目は田、面積は41m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計164m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は9,233m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り1,000,000円で総額164,000円です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町上改田字西土居456番、地目は田、面積は235m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は21,852.71m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り800,000円で総額188,000円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町西川字岡屋敷乙1368番1、地目は田、面積は134m<sup>2</sup>、外2筆、計3筆で合計2,942m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は107,648.99m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り200,000円で総額588,400円です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町西川字本田甲1917番1、地目は田、面積は819m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計2,998m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は107,648.99m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り200,000円で総額599,600円です。

5番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町西川字本田甲1915番、地目は田、面積は1,785m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は107,648.99m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り200,000円で総額357,000円です。

6番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町五百藏字御崎谷912番、地目は田、面積は1,722m<sup>2</sup>、外5筆、計6筆で合計2,764m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は107,648.99m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で10a当り25

0,000円で総額691,000円です。

7番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、  
譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町美良布字府中  
257番1、地目は畑、面積は125m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は4,600.18  
m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権  
移転売買、資料は7で10a当たり1,000,000円で総額125,000円で  
す。

8番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、  
譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町美良布字府中  
257番3、地目は畑、面積は16m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計441m<sup>2</sup>、譲受  
人の耕作面積は4,561m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の  
取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は8で10a当たり1,000,000円  
で総額441,000円です。

いずれも農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配り  
している調査書のとおりで、不許可の用件には該当しないものと判断されます。  
以上です。

議長 はい。以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思ひます  
が、何かご質問は有りませんか。

事務局 補足を。

議長 はい。

事務局 すいません。補足説明をします。6番ですが。写真資料の6-4から見て頂  
きたいですが、譲受人が[REDACTED]さんの案件ですが。山林のところが有りますが、  
これについては復旧計画書が提出されています。許可後、香美森林組合に委託  
して4月末までに伐採を行い、その後9月末までに自ら植栽を行う計画で復旧  
は見込まれると思います。以上です。

議長 はい、分かりました。その点につきまして何かご質問は有りませんかね。  
ごめん、この資料の15-1、写真の下段ですが、黄色で囲った枠の左の下に  
ですね、何か植わっちゅうけんど、これは柚子ですか、榧の木やおか。何が植  
わっちゅう。

事務局 資料5-1ですか。

議長 5-1、ごめん5-1。

委員(10番) 西川で、これ柚子。あの辺で一番えい土地。今まであれが買うた中で、広い  
ところでね、上に柚子があって大きな川もあって稻も作れるしね、この辺では  
一番えいところ。ふつう山やけど。

議長 柚子を作ったら一番よさそうなのにね。そうもいかんか。はい、わかりまし  
た。

委員(5番) この4-3は稻を植えたね、今は4-1は。

議長 今年は稻を作っちゅう。

委員(5番) 作っちゅうね。

委員（10番）	稲作つちゅう。
議長	たぶん元の地主さんが作つちゅうがやろ。■さんじやない。それを収穫してから後で。
委員（5番）	確かにこれまとまってえい。
議長	何かご質問有りませんかね。 格段無いようすで議案第1号採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
――異 疑 な し ――	
議長	それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方の举手をお願いをします。
――全 員 举 手――	
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第2号非農地証明願いの説明をお願いをします。
事務局	議案第2号非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請人、■、■、申請地は土佐山田町平山字ヒトン棒1674番1、地目は田、面積は53m <sup>2</sup> 、外9筆、計10筆で合計面積は2,013m <sup>2</sup> 、非農地化した理由は、昭和61年頃、耕作不便により、耕作放棄したため、原野化し、現在に至る。調査員は岡林推進委員で資料は9です。 以上です。
議長	はい、有難うございました。岡林さん、すいません、補足説明をお願いします。
推進委員（9番）	はい。資料の9-1。それで現場は下の写真、繁藤天理教大教会。その東側の谷です。道路沿いに、船谷、もと喫茶幸いうのがあるんですが、そこ上の谷です。この写真である筆は全部トラクターらあも通らんような、こんまい道しかなくて耕作放棄地になっておって、現在は周囲は山ばっかりでという感じです。上方の田は、道路から上には田んぼですが、障害はないです。写真にあるとおり、現場は写真にあるとおり、原野化されております。 以上です。
議長	はい、有難うございました。それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして皆様方より質疑を行いたいと思いますので、何かご質問は有りませんか。写真で見る限り格段支障も出てこないと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段有りませんかね。格段無いようすで議案第2号について採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
――異 疑 な し ――	
議長	それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、賛成の方の举手をお願いします。

――全 員 举 手――

議長	はい、どうも全員賛成です。有難うございました。
	続きまして議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。
事務局	報告第3号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。 1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字揚土2085番、地目は田、面積は1,459m <sup>2</sup> 、外1筆、計2筆で合計3,281m <sup>2</sup> 、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年4月19日、解約理由は高齢化です。 以上です。
議長	説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。格段無いようですのでこの件につきましては報告のみとさせて頂きますが、ご異議ございませんか。
	――異 疑 な し ――
議長	それでは続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出取消についての報告をお願いします。
事務局	はい。報告第4号農地法第5条届出取消報告について説明致します。 1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町秦山町3丁目78番1、地目は田、面積は142m <sup>2</sup> 、外1筆、計2筆で合計面積は322m <sup>2</sup> 、転用目的は木造2階建1棟、取消理由は譲受人の変更、受理日は平成30年4月16日、権利は所有権移転売買です。以上です。
議長	説明が終わりましたが、この件につきましてはですね、報告第6号にもですね、載っておりまして、取得をされて譲り受け人が2人に変わるというふうなことになっております。この件につきましては皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、また後でも出てきますので。格段有りませんかね。格段無いようですので、報告第4号農地法第5条の届出取消報告については報告のみとさせて頂きます。
	続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出の報告について説明をお願いします。
事務局	報告第5号農地法第4条届出報告について説明します。 1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字中須2054番1、地目は畠、面積は419m <sup>2</sup> 、実測777.8m <sup>2</sup> の内85.77m <sup>2</sup> 、農地転用目的は個人墓地5基、区城区分は市街化、開発行為は不要、資料は10で調査員は事務局公文です。以上です。
議長	説明が終わりましたので議案第5号につきまして皆様方より質問を受けたいと思いますが、ご質問は有りませんか。
委員(9番)	ここ墓は建てれます。
事務局	既存墓地なので。
委員(9番)	既存。

事務局 もうすでに墓地がある。

委員(9番) すでにある。

議長 その既存とはいつ頃できちゅうが。2~3年前じゃあおかしいな。

委員(9番) 墓はあるがやおか。

議長 石塔見えんもんな。

委員(9番) 見えんね。

議長 今は墓、家の庭へもできる。

委員(9番) できる。

議長 うん。

事務局 周辺の100m以内の。

議長 集落接続して家が近くやったら墓も建つ。

事務局 すいません、墓がいつ建ったかはちょっと把握しておりません。届書にちょっと記載はされておりません。お墓の方はですね、その木の、中に覆ってますが、入っておけば、中に墓があるとは確認しております。

議長 5基あり。

事務局 以上です。

議長 既存の墓が現在あるということで確認をしておるということであれば問題はないかと思います。何か他にご質問は有りませんか。他に質問が無いようすで議案第5号につきましても報告案件となっておりますので報告のみとさせて頂きます。

議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]  
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町秦山町3丁目78番1、地目は田、面積は142m<sup>2</sup>、転用目的は木造かわら葺き2階建1棟、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は、131m<sup>2</sup>、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は11で調査員は事務局公文です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]  
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町秦山町3丁目80番7、地目は畑、面積は180m<sup>2</sup>、転用目的は木造かわら葺き2階建1棟、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は、131m<sup>2</sup>、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は12で調査員は事務局公文です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]  
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字中須2054番1、地目は畑、面積は419m<sup>2</sup>、実測777.8m<sup>2</sup>の内692.03m<sup>2</sup>、転用目的は鉄筋コンクリート建て工場3棟、権利の種類は所有権移転売買、区域区分

は市街化、開発行為は不要、資料は13で調査員は事務局公文です。以上です。

議長 報告が終わりましたので、皆さん方よりこの件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。

委員(5番) はい。

議長 はい、どうぞ、森安さん。

委員(5番) この3番の部分は、番号3の方は5号か、それとまあいうたら同じ土地。写真が似いちゅうし。

事務局 連なっている土地で [ ] さんとその譲受人の方が今回整理をというか、されたということで届出があつてます。写真がですね、中へ一応入ってですね、作業員の方に写真を撮らせてもらうようちょっとお願いをしたんですけど、ちょっと事務所のOKが取れないということで一応中は航空写真から見えるような状況と変わりはなかつたので、ここは [ ] として以前からずっと使われているところです。

委員(5番) 了解です。

議長 これは今回分筆をしましたか、それとも分筆をせずに、の内で面積。

事務局 測量しております。分筆します。

議長 はい、わかりました。それでは報告案件ですが、この件につきましてご質問は有りませんかね。格段有りませんか。格段無いようですので議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告につきましては報告のみとさせて頂きます。

続きまして議案第7号使用貸借終了農地返還通知報告ですが、説明をお願いをします。

事務局 報告第7号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。

1番、貸人、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、申請地は土佐山田町本村字ショブタ38番、地目は田、面積は1,028m<sup>2</sup>、返還理由は病気等で労力不足、終了年月日は平成30年3月20日です。

2番、貸人、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、申請地は土佐山田町山田字時子石2198番、地目は田、面積は1,372m<sup>2</sup>、外2筆、計3筆、合計4,171m<sup>2</sup>、返還理由は借り手の変更、終了年月日は、平成30年9月1日です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますので、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので議案第7号使用貸借終了農地返還通知についての報告ですが、この件につきましては報告のみとさせて頂きます。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての質問で有りますが、説明をお願いします。

事務局 質問第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明します。議案書は9ページから15ページとなります。

1番ですが、土佐山田町上野の農地で、野菜を引き続き栽培する予定で、再設定となります。

2番は土佐山田町明治地区の農地で、青ネギを引き続き栽培する予定で、再設定となります。

3番はですね、土佐山田町佐古藪にある農地で、[REDACTED]の方が野菜を栽培する予定です。この方は現在の耕作面積は0m<sup>2</sup>ですが、以前から親元で農業をしていましたとのことです。

4番は土佐山田町岩次の農地で引き続き水稻を栽培する予定で、再設定となります。

5番も土佐山田町岩次の農地で4番の方と農地を交換して耕作する予定で、引き続きニラを栽培する予定です。

6番は土佐山田町楠目にある農地で、引き続き水稻とネギを栽培する予定で再設定となります。

7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番はですね、酪農家が引き続き牧草を栽培致します。新規や再設定となってますけど、新規はですね、元々この方の娘さんが今まで利用権の設定をされておりますので、実質は再設定というものになっております。すべて3年の使用貸借ということで申請されております。

14番と15番ですが、2番の方と同じですが、土佐山田町明治地区にある農地を、引き続き青ネギを栽培します。再設定となります。

16番は、先ほどの報告に有りました解約の農地で土佐山田町明治地区の農地で、一般法人として借りて、ニラを栽培します。ここは[REDACTED]となります。

17番と18番は、借受人は[REDACTED]で、水稻を引き続き栽培し、再設定となります。

19番は、土佐山田町影山にある農地で水稻を栽培します。新規となってますが、ちょっと1ヶ月位期間が開いたので新規となってますが、再設定に近いようなものとなってます。

20番、21番も土佐山田町影山にある農地で高知市の方が、水稻栽培を行うために借りることになっております。

22番、23番の借受人は、新規就農事業を実施している方で、今回、土佐山田町佐野の農地を借りて、青ネギを栽培する予定です。現在は[REDACTED]の方で2反程度栽培している農家さんです。

24番は土佐山田町楠目にある農地で、引き続き水稻を栽培することになっております。

25番、26番、27番は、香北町清爪にある農地で借受人の住所は土佐山田町となってますが、元々物部町出身の方で、今回柚子を栽培をするということで借受の申請が出ております。

28番は物部町仙頭にある農地で、[REDACTED]の方が、知人の紹介によりこちらで柚子を栽培するとのことで申請が出ております。

いずれも、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 該当する委員さんがおいでますので、岡田君に少し退席を頂いて、関係する17、18について先に質問を受け採決をしたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

-----岡田委員退席-----

議長 17、18番につきましてご質問は何か有りませんか。再設定ですので問題ないと思いますが、採決に入りたいと思います。17番、18番の件につきまして賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。どうも有難うございました。

——岡田委員入席——

議長 それでは全ての案件についてですね、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

■から作りに来るが。■さん。将来的には■さんのを全部作るじゃない、そういうつもりじゃない。39歳。■さんは今後継者おいでる■さんも結構なお年になってきよね。

委員（3番） 推進さんがおるき、聞いてみたら。推進の近藤。

近藤君、すいません、推進委員の [ ] さんは後後継者がおいでますか。

後継者というか、婿さんが今手伝うて。手伝いゆうことは手伝いゆう。

議長 ああ、そうか、そうか。■さんという人は御存じない

推進委員 わかりません。知りません。

(18番) 事務局 向こうで生姜を作りゆう。

議長 全然知り合いじゃないってことじゃないよね。全然の知り合いじゃない人が  
来て作るってこともないろう。

委員（3番） そうじゃあないろう。

議長 格段問題はないかと思います。皆さん方もまた、あと何かあつたらですね、ご審議を頂きたいと思いますが、何か他に質問は有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

## —異 離 在 し —

議長 それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問で有りますが、賛成の方の举手をお願いをします。

——全圖舉手——

議長 はい、全員賛成です。

それでは引き続きまして議案第9号その他の件についての事務局からの説明有りますか。

事務局 その他の件としまして報告があります。以前ですね、農業振興地除外申請が出ておりました、土佐山田町中組の太陽光発電施設、 $6000\text{m}^2$ については先日ですね、取り下げの、除外の取り下げの申請がありました。農振除外の申請ですが、報告させて頂きます。

それとですね、農地法第4条の申請が3ヶ月前に香北町日ノ御子で出ておりましたが、再度ですね、申請されてますので来月審議になると思いますので報告させて頂きます。以上です。

議長 はいはい、どうぞ田嶋君。

委員（16番） その日ノ御子は現場見ちょかなあいかんじやないろうかと思って。

議長 そういう意見も有りますので、日程をまた決めてですね。

事務局 今話してもいいですか。

議長 今話してもいいです。

事務局 来月の5日です。

議長 今月内には行ちよかなあいかんね。

事務局 今日ちょうど三谷委員さんがちょっと風邪のために欠席したので。三谷委員さんは絶対来てもらいたいと。

委員（10番） 家近くじゃないか。

事務局 はい。

委員（16番） そりやあ、三谷がおらんと。他のが行ってえいねえって言うたって。

議長 香北の事務局誰ぞね。すいません、香北で三谷さんと、それから他の委員さんも全員が行ってくれるろう。

委員（10番） 行きます。

委員（16番） 声掛けてもろうて。

議長 推進委員さんも皆で行けるやつたら行ってもらおうたらいで日程をまた調整して下さい。私も行けるようやつたら行きますので。日程報告頂いたら。そういうことで進めたいと思います。

すいません。ここでですね、ちょっと小休します。あと推進委員さんの意見交換会をしたいと思いますので、少し休憩をします。5分程度。休憩します。

閉会（14時10分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原、い — (印)

署名人 山崎 章 (印)

署名人 小松 源一 (印)